

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成30年 5 月 9 日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 市長招集挨拶
- 日程第 3 選挙第 2 号 議長の選挙について
- 日程第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 会議録署名議員の指名について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 会期の決定について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の選挙について  
選挙第 5 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について  
選挙第 6 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について  
選挙第 7 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第12 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第13 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（愛西市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について
- 日程第18 委員会付託の省略について
- 日程第19 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について

---

## ◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第21までの各事件

- 追加日程第1 同意第1号 愛西市監査委員の選任について  
 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続審査について  
 追加日程第3 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎出席議員（18名）

1番	石崎誠子君	2番	馬淵紀明君
3番	原裕司君	4番	佐藤信男君
5番	近藤武君	6番	河合克平君
7番	高松幸雄君	8番	杉村義仁君
9番	神田康史君	10番	竹村仁司君
11番	島田浩君	12番	山岡幹雄君
13番	鷺野聡明君	14番	真野和久君
15番	加藤敏彦君	16番	吉川三津子君
17番	鬼頭勝治君	18番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	加納敏夫君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	奥田哲弘君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	横井利幸君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊藤裕章君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中野悦秀君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前 9 時58分 開会

○議会議務局長（服部徳次君）

改めて、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

本臨時会は一般選挙後最初の議会でありますので、議長の選出までの間、地方自治法第107条の規定により、最年長議員が臨時議長の職務を務めることになっております。

出席議員中、鷺野聡明議員が最年長議員ですので、御紹介を申し上げます。

鷺野聡明議員は、議長席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鷺野聡明議員 議長席に着席〕

○臨時議長（鷺野聡明君）

皆さん、おはようございます。

ただいま紹介をされました鷺野聡明でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、当局側の自己紹介をお願いいたします。

市長さんから、順次お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

市長の日永貴章でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（鈴木 睦君）

おはようございます。

副市長、鈴木睦と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○教育長（平尾 理君）

おはようございます。

教育長の平尾理と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

おはようございます。

総務部長の伊藤長利でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

おはようございます。

企画政策部長の山内幸夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

おはようございます。

市民協働部長の奥田哲弘と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

おはようございます。

教育部長の大鹿剛史でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

おはようございます。

健康福祉部長の伊藤裕章でございます。どうぞよろしく願いします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

おはようございます。

子育て支援事業担当部長の中野悦秀でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（加納敏夫君）

おはようございます。

会計管理者の加納敏夫でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○消防長（横井利幸君）

おはようございます。

消防長の横井利幸と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○上下水道部長（鷺野継久君）

おはようございます。

上下水道部長の鷺野継久でございます。どうぞよろしく願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

おはようございます。

産業建設部長の恒川美広と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議事課長（大野敦弘君）

おはようございます。

議事課長の大野敦弘と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○書記（服部芳樹君）

おはようございます。

議事課課長補佐、服部芳樹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○書記（近藤泰史君）

おはようございます。

議会事務局書記の近藤泰史と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（服部徳次君）

改めまして、おはようございます。

議会事務局長の服部徳次と申します。よろしく願いいたします。

○臨時議長（鷺野聰明君）

ありがとうございました。

続きまして、このたびの選挙において、お互いに当選の栄を担って議席を獲得された皆様方  
でございますが、初対面の方もございますので、ここで議員各位の自己紹介もお願いしたいと  
存じます。

では、1番議員より自己紹介をお願いいたします。

○1番（石崎誠子君）

おはようございます。

石崎誠子と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○2番（馬淵紀明君）

おはようございます。

馬淵紀明でございます。このように新人ですが、一生懸命頑張ってまいります。よろしくお  
願いいたします。

○3番（原 裕司君）

おはようございます。

原裕司でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○4番（佐藤信男君）

おはようございます。

佐藤信男と申します。よろしく願いいたします。

○5番（近藤 武君）

おはようございます。

近藤武です。よろしく願いいたします。

○6番（河合克平君）

おはようございます。

河合克平です。よろしく願いいたします。

○7番（高松幸雄君）

おはようございます。

高松幸雄です。よろしく願いいたします。

○8番（杉村義仁君）

おはようございます。

杉村義仁です。どうぞよろしく願いいたします。

○9番（神田康史君）

おはようございます。

神田康史と申します。よろしく願いいたします。

○10番（竹村仁司君）

おはようございます。

竹村仁司です。よろしく願いいたします。

○11番（島田 浩君）

おはようございます。

引き続きお世話になります島田浩でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○12番（山岡幹雄君）

おはようございます。

山岡幹雄と申します。よろしく申し上げます。

○14番（真野和久君）

おはようございます。

真野和久です。よろしく申し上げます。

○15番（加藤敏彦君）

おはようございます。

日本共産党愛西市議団の加藤敏彦です。よろしくお願ひいたします。

○16番（吉川三津子君）

おはようございます。

吉川三津子です。よろしくお願ひいたします。

○17番（鬼頭勝治君）

おはようございます。

鬼頭勝治です。何分よくわかりませんので、御指導をよろしくお願ひいたします。

○18番（大宮吉満君）

おはようございます。

大宮吉満でございます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鷺野聰明君）

最後になりましたが、臨時議長の鷺野でございます。どうぞよろしくお願ひします。

以上で自己紹介を終わります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・仮議席の指定について

○臨時議長（鷺野聰明君）

仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・市長招集挨拶

○臨時議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願ひいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに議員改選後初の愛西市議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位にお

かれましては、何かと御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、このたびの厳しい選挙戦により、市民の皆様方の負託を受けられ、晴れて御当選されましたことにつきまして、心よりお祝いを申し上げます。

さて、地方行政の根幹である二元代表制は、私ども執行機関の行政と議決権のあるチェック機関の議会により、地方行政を進める上での車の両輪であるとよく言われております。その両輪が円滑に回り、機能を果たすことにより、市民の皆様方が安全で安心して暮らすことができる持続可能な愛西づくりが可能となり、それこそが我々双方に与えられた責務であると考えております。

今年度4月からスタートさせていただきました第2次愛西市総合計画により、将来の都市像である「ひと・自然 愛があふれるまち」を具現化するため、また今後の行政改革の具体的な取り組みを定めた第2次愛西市行政改革大綱により、力強く愛西市を前に進めていきたいと考えております。市民と行政がともによりよい愛西市を目指すため、進めるべきものは進める決断と、とどめるべきものはとどめる勇気との基本姿勢で、将来に責任のある礎を築く行政運営を進めてまいりたいと考えております。

本年3月定例議会におきまして平成30年度当初予算総額370億4,189万2,000円をお認めいただき、平成30年度をスタートさせていただきました。今年度におきましても、さまざまな事業実施を計画しておりますが、各事業を行う上において議会の皆様方の御理解と御協力なくしては前進させることはできません。議員各位におかれましても、議員活動を通してそれぞれのお立場から御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今臨時会におきましては、選挙後初の議会でありまして、議員役員の選挙など人事案件のほか、報告2件、承認2件、諮問1件の議案を上程させていただいております。議会役員人事が円滑に進み、いずれの議案も慎重に御審議をいただき、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・選挙第2号

#### ○臨時議長（鷲野聡明君）

次に、日程第3・選挙第2号：議長の選挙を行います。

議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

〔「議長」の声あり〕

加藤敏彦議員。

#### ○15番（加藤敏彦君）

今、仮議長のほうから、議長については選挙ということを表明されましたけれども、議長を希望される、立候補される方がありましたら、その方の所信を伺いたいと思うんですが、お諮りいただきたいと思っております。

○臨時議長（鷺野聰明君）

ただいま加藤議員から、議長の所信表明との言葉がございました。ただいまの、動議ではないですけど、これを議題とすることに賛成の方の起立を求めます。投票をしたいという議長からの提案でございますが、よろしいでしょうか。いかがいたしましょうか。

○17番（鬼頭勝治君）

投票でお願いいたします。

○臨時議長（鷺野聰明君）

投票でよろしいでしょうか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○16番（吉川三津子君）

今、加藤議員からお話があったことをもう一度整理したいんですけども、投票の前に立候補される方は所信表明の場を設けたらどうかという御意見だったと思うんですけども、それについてまず、所信表明の場を設けるかどうかの御意見を聞くのが先ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（鷺野聰明君）

ここで暫時休憩といたしますので、よろしくお願ひします。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○臨時議長（鷺野聰明君）

再開いたしたいと思ひます。

ただいま加藤議員から発議、動議が出されました。この件について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成少数でしたので、議長については投票とさせていただきますので、お願いをいたします。

議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、1番・石崎誠子議員と2番・馬淵紀明議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は、開票場所へお集まり願ひ  
ます。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票、無効ゼロ票。有効投票のうち、鷺野聡明議員13票、  
真野和久議員3票、吉川三津子議員1票、原裕司議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除し  
て得た数の4分の1以上であります。よって、私が当選いたしました。

ただいまの議長選挙におきまして私が当選させていただきましたので、ここで一言御挨拶を  
申し上げます。

高座から、また着席にて御無礼をいたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、愛西市議会の議長として選任賜り、身に余る光栄であり、その責任の重さを痛  
感しているところでございます。もとより浅学非才の私でございますが、議員の皆様方の御指  
導をいただき、議会に与えられました使命を十分に自覚し、市民の負託に応えられますように  
精進、努力してまいりたいと思います。

また、より開かれた議会、信頼される議会を皆さんとともに目指していきたいと思ひます。

愛西市政発展のため、議員各位並びに執行部を初め関係各位の皆様方の御指導、御鞭撻を賜  
りますよう、心からお願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・選挙第3号

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第4・選挙第3号：副議長の選挙を行います。

副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

〔「議長」の声あり〕

○15番（加藤敏彦君）

議長選挙のときにも発言しましたがけれども、副議長選挙においても立候補される方の所信をぜひ伺いたいと思いますので、お諮りください。もちろん選挙ですよ。

○議長（鷺野聰明君）

今、加藤議員から所信表明云々の発言がございました。この意見に対して、賛成、反対の挙手といたしますか、お願いをしたいと思います。

加藤議員の発案に対して賛成の方は起立でお願いします。

〔賛成者起立〕

賛成少数でございますので、選挙にて進めたいと思っております。

副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年、選挙の方法は地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、3番・原裕司議員と4番・佐藤信男議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は、開票場所へお集まりをお願ひします。

〔開 票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票、無効ゼロ票。有効投票のうち、杉村義仁議員13票、河合克平議員3票、吉川三津子議員1票、佐藤信男議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た後の4分の1以上であります。よって、杉村義仁議員が当選をされました。

ただいま副議長に当選されました杉村義仁議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長に当選されました杉村義仁議員に御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（杉村義仁君）

一言御挨拶させていただきます。

このたび、愛西市議会副議長に御選任いただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄と感じておりますと同時に、責任の重さを痛感しておりますのでございます。

私のような経験の少ない者ですが、市政発展のため、議長を補佐し、さまざまな問題があるかと思ひますが、行政の皆様方の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思ひます。

議会が身近に感じられるように開かれた議会を目指したいと思ひますので、議員の皆様方の御協力、御支援、御鞭撻をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますけど、副議長の就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議席の指定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第5・議席の指定についてを議題といたします。

議席については、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1番・石崎誠子議員、2番・馬淵紀明議員の御両名を指名いたします。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午前10時43分 休憩

午後0時02分 再開

○議長（鷺野聰明君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。よろしくお願ひします。

午後0時02分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、改めて暫時休憩としたいと思いますので、お願ひします。

午後0時59分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・常任委員会委員の選任について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各委員会の委員定数は、委員会条例で、総務文教委員会9名、建設福祉委員会9名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、御報告をいたします。

初めに、総務文教委員会委員を申し上げます。順不同で申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

石崎誠子議員、竹村仁司議員、馬淵紀明議員、大宮吉満議員、真野和久議員、原裕司議員、近藤武議員、島田浩議員、鷺野聰明議員、以上9名でございます。

次に、建設福祉委員会委員を申し上げます。

杉村義仁議員、高松幸雄議員、吉川三津子議員、山岡幹雄議員、加藤敏彦議員、河合克平議員、佐藤信男議員、神田康史議員、鬼頭勝治議員、以上9名でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議会運営委員会委員の選任について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第8・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

**○議会事務局長（服部徳次君）**

それでは、御報告いたします。これも順不同でお願いをいたします。

議会運営委員会でございます。鬼頭勝治議員、島田浩議員、近藤武議員、神田康史議員、大宮吉満議員、真野和久議員、竹村仁司議員、以上7名でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

それでは、ここで各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

総務文教委員会は第1委員会室、建設福祉委員会は第2委員会室にお集まりください。

また、各常任委員会の正・副委員長の互選が終わりましたら、議会運営委員会は第1委員会室にお集まりをください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いをいたします。

では、正・副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後1時29分 休憩

午後1時44分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

**○議会事務局長（服部徳次君）**

それでは、御報告をいたします。

総務文教委員会委員長、竹村仁司議員、副委員長、島田浩議員。

建設福祉委員会委員長、神田康史議員、副委員長、山岡幹雄議員。

議会運営委員会委員長、鬼頭勝治議員、副委員長、大宮吉満議員。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

以上が、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・会期の決定について**

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、日程第9・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、先ほど議会運営委員会が開催され、日程等を協議いた

きましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、先ほど委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・諸般の報告について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第10・諸般の報告についてを議題といたします。

先般、4月19日、静岡市で開催されました第101回東海市議会議長会定期総会において、加藤敏彦議員、石崎たか子前議員が議員在職20年以上の表彰を受けられました。ここに、多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・選挙第4号から選挙第7号まで

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の選挙について、選挙第5号：海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について、選挙第6号：海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について、選挙第7号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは初めに、海部南部水道企業団議会議員の選挙について御説明をいたします。

海部南部水道企業団議会議員につきましては、4名の選挙をお願いするものです。任期は、平成30年5月10日から平成32年5月9日まででございます。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の平成32年3月31日まででございます。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の平成31年3月31日まででございます。

次に、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員につきましては、組合議員の辞職によりまして2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の平成33年3月31日まででございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局長に報告させます。

**○議会事務局長（服部徳次君）**

御報告をいたします。

初めに、海部南部水道企業団議会議員を申し上げます。島田浩員、原裕司議員、鬼頭勝治議員、河合克平議員、以上4名でございます。

次に、海部地区環境事務組合議会議員を申し上げます。山岡幹雄議員、真野和久議員、以上2名でございます。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員を申し上げます。高松幸雄議員、石崎誠子議員、以上2名でございます。

次に、海部地区水防事務組合議会議員を申し上げます。佐藤信男議員、吉川三津子議員、以上2名でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

お諮りをいたします。ただいま事務局長から報告のとおり、議長においてそれぞれ指名をいたしました方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙第4号、選挙第5号、選挙第6号、選挙第7号については、いずれも指名したとおり、それぞれ当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました島田浩議員、原裕司議員、鬼頭勝治議員、河合克平議員、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました山岡幹雄議員、真野和久議員、海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました高松幸雄議員、石崎誠子議員、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました佐藤信男議員、吉川三津子議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議会広報特別委員会の設置について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。6名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（服部徳次君）

御報告をいたします。

議会広報特別委員会、近藤武議員、佐藤信男議員、原裕司議員、真野和久議員、高松幸雄議員、馬淵紀明議員、以上6名でございます。

○議長（鷺野聰明君）

それでは、ここで議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

議会広報特別委員は、第2委員会室にお集まりください。

では、正・副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、御報告いたします。

議会広報特別委員会委員長、近藤武議員、副委員長、高松幸雄議員。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

以上が、議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・報告第4号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・報告第4号：専決処分事項の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、報告第4号：専決処分事項の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、御説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

改正内容につきましては、法律の条項ずれに伴います改正について専決処分をしたものでございます。

第1条及び第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・報告第5号（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第14・報告第5号：専決処分事項の報告について（愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、報告第5号の御説明をさせていただきます。

報告第5号：専決処分事項の報告について（愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきまして、専決第7号、専決処分書の写しがつけてございます。

平成30年4月25日に専決を行いました。

改正理由につきましては、旅館業法の改正に伴うものでございます。ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、旅館・ホテル営業となったことにより、一部改正を行ったものでございます。

改正内容について御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、本文でございます。

第2条第1項第1号中において、「のホテル営業、」を「に規定する旅館・ホテル営業又は」に改め、次に簡易宿泊営業が項ずれに伴い第3項となるため、「の旅館営業又は同条第4項」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成30年6月15日から施行するものでござ

ざいます。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第15・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

1ページはねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

専決第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。平成30年3月31日専決、市長名でございます。

改正内容につきまして、承認第1号、資料2、専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）の概要をもとに説明させていただきます。

それでは、概要でございますが、資料2の1ページ中段の2、改正の内容をごらんください。

第20条、第24条、第31条、第36条の2、第47条の3及び第47条の5につきましては、条例の項ずれを含みます規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、本税条例改正の施行期日は、全て平成30年4月1日でございます。

次に、第48条、法人の市民税の申告納付につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除する規定を整備するものでございます。

1ページはねていただきまして、第52条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法人市民税を申告した後に減額更正をし、その後さらに増額更正をした場合、申告期限までに納付されていた期間を考慮いたしまして、延滞金を計算する規定を整備するものでございます。

次に、第53条の7、第54条、附則第3条の2、附則第4条、附則第10条の2及び附則第10条の3第1項から第11項までにつきましては、条例の項ずれを含めます規定の整備を行うものでございます。

また、附則第10条の3第12項につきましては、バリアフリー改修が行われました劇場、音楽堂に係る固定資産税につきまして、減額措置を創設するものでございます。

次に、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第13条の3及び附則第15条につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、承認第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○6番（河合克平君）**

では、専決事項の承認についてということで、愛西市税条例の一部を改正する条例についての質問をいたします。

そもそも専決ということについては、専決ができる内容について、また専決の方法等については法律で定められたルールがあるというふうに理解をしておりますが、法律からいって、地方自治法からいって、専決処分を行える内容と、またその要件、どういう要件であればそれが行えるのかということ、それをまずお伺いします。その上で、今回、専決に至った具体的な事情、また客観的な根拠というものをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

先ほど来から御説明をさせていただいておりますけれども、専決事項につきましては、地方公共団体で議会が議決すべき事項を一定の場合に限り、長が処理をすることとございます。これが認められております。その地方自治法の条例が179条の1項と180条の1項と2つございまして、今回も報告事項が180条の1項に該当いたします。今、御承認をいただきたい事項につきましては179条の1項ということで、議会の表決をいただくこととなりますので、これにつきまして、先ほど来、理由ということでございますが、地方税法等の改正がございました。それが喫緊に、そのために議会を招集し、承認をいただくことが時間的に余裕がないという場合に限り、こういった形で専決承認で一番直近の議会に諮るといって専決をお願いしている状況でございます。以上です。

**○6番（河合克平君）**

今回の至った具体的な理由というのを、客観的な根拠、どの根拠なのか、法律に照らしてということ聞いたんですけど、それについては。

**○総務部長（伊藤長利君）**

詳しく先ほどお話しはしませんでしたけれども、地方税法の改正があったためでございます。そのために、今回、直近の議会でお諮りするということでございます。以上です。

**○6番（河合克平君）**

専決をすべき内容で間に合わなかったと、招集する時間がなかったということをおっしゃられたんですが、地方自治法の179条の1については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかという一文の前に、特に緊急を要するためというただし書きというか限定がついているんですね。今回、今言ったのは、地方税法が変わったのでということを一言で言われるんですが、地方税法がどのように変わったので、特に緊急性が出たのかということについてはちょっとわからない、そのことについてまずお伺いしたいのと、地方税法等、特に固定資産税の賦課決定は4月にされて、4月に納付書が送られるということもあって、そのような状況なのかなあということは推察はするんですけども、今回の専決をした地方税法の内容のどの部分が緊急性があつて、特に緊急を要することとなつたため議会が行えなかった。議会は、前回の議員は4月30日までは任期がありますので、行おうと思えば行えたはずですので、そういった点では、その辺の具体的な状況についてお教えてください。

○総務部長（伊藤長利君）

議員御指摘のこともございますけれども、全体的な判断といたしましては、今回の改正内容が、そこまで喫緊に特別に議会を招集して承認をいただくという案件ではないといった判断も含めてでございますが、先ほど来、長々と説明をしておりますけれども、愛西市に影響します内容としましても、今回の条例中の内容で大きな影響があるものはないという判断をしておりますけれども、ざっと説明させていただきますと、例えば、先ほど固定資産税のお話がありましたが、負担調整の延長でございます。これは、今までの負担調整をそのまま引き継ぐということで変更はないということです。これについても特段影響額があるわけではございませんし、それから高齢者・障害者の移動のバリアフリー改修の関係ですけれども、こちらの劇場とか音楽堂、こういったものの減額措置の創設についても、本市にはそういった施設はございません。ほぼほぼほとんどが条項ずれの事項が多いですので、そういった全体の判断もさせていただきます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○14番（真野和久君）

1点ですけれども、今、負担調整の延長に関して、継続なので負担はないという答弁でしたが、本来であれば、延長しなければ、基本的には税収がふえるという点では、現状では影響はないけれども、実際には、本来だったら徴収できた部分が徴収できないということになると思うので、その点について、何件でどのぐらいの額があるのかということについて、答弁をお願いします。

○総務部長（伊藤長利君）

金額でございますが、土地に関しまして、ほぼほぼ地目は全部該当いたします。そういった中で負担調整がなくなったといった場合の試算額につきましては、15億2,130万4,000円が影響

になるだろうという推定をしております。以上です。

申しわけございません、件数までは出しておりませんが、全筆になりますので。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・承認第2号（提案説明・質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第16・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定より、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日提出、市長名でございませぬ。

提案理由といたしまして、地方税法施行令等の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めぬ必要があるからでございませぬ。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございませぬ。

平成30年3月31日専決でございませぬ。

今回の一部改正の内容につきましては、課税額の定義の変更、課税限度額の引き上げ及び軽減の対象となる所得判定基準の引き上げの3点となっております。

内容につきましては、恐れ入りますが、新旧対照表により説明させていただきます。

第2条第1項につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税額の定義を国民健康保険事業費納付金に要する費用に対して課税額とする定義に変更をするものでございませぬ。

次に、2ページをお願いいたします。

同条第2項の基礎課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に改正するものでございませぬ。

次に、4ページをお願いいたします。

23条に規定する税の軽減判定の所得基準額を引き上げるものでございませぬ。第2号の5割軽減におきまして加算額「27万円」を「27万5,000円」に、第3号の2割軽減におきまして加算額「49万円」を「50万円」に改正するものでございませぬ。

恐れ入ります。本文に戻っていただきたいと思います。

附則におきまして、第1項で施行期日を平成30年4月1日から施行、第2項で改正後の条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○6番（河合克平君）**

承認第1号のときにいろいろとお話はありましたが、この間の専決について、今回の国民健康保険税条例の一部改正の条例についてですが、地方自治法の第179条の議会を招集する時間的余裕がないことが明らかというのが内容かと思いますが、特に緊急を要するという限定があるように地方自治法では定められていますが、今回、この国民健康保険税条例の一部改正が特に緊急を要しているという内容についての具体的な、また客観性のある理由についてお伺いをします。

ずっと調べましたが、このような内容について専決で過去にされたことがありませんので、6月議会で承認を受けて行われているというのが通常でありますので、そういったことでは、なぜ今年度は特に緊急を要したのかという内容についてお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、専決でなぜしなければならないかというような内容であると思います。

国民健康保険税の改正という事項につきましては、市民の負担に影響を与えるということから議会に諮るとというのが基本であります。ただ、今回の改正につきましては、定義といたしまして平成30年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されて、平成30年4月1日から施行ということになりました。そのようなことで限度額の引き上げということもございまして、緊急を要するというところで専決処分をさせていただいたということでございます。

**○6番（河合克平君）**

今までの過去についても同じ内容ではないかと思うんですけども、それは同じ内容かどうかはお伺いしたいんですが、国民健康保険税の賦課決定は7月に行われているのが、今の行政運営上の賦課決定が処分される時期だという理解をしておるんですけども、であれば6月の議会であっても全然間に合うものであるし、今までの過去の数年間についても、4月1日までさかのぼって当年度分については今回の条例の内容にしますというような、そういう内容で条例が提起され、議決が行われています。そういったことでは、今回、なぜ去年やおととしと違って特に緊急を要したのかということについては、もう少し具体的、客観的な根拠をお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

過去にもこのような改正がございまして、確かに6月定例議会に上程ということを行ってきました。ただ、一部の納税者に不利益というものが生じるということで、その辺のところ遡及適用することは適当でないという判断をいたしまして、今回の専決事項とさせていただきます。

また、7月1日本算定ということでございますが、年度の限度額ということになってきますので、4月1日から適用させるのが適当だということで、今回の専決ということにさせていただきます。

**○議長（鷺野聰明君）**

他によろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

**○14番（真野和久君）**

基本的な影響に関してですけれども、今回、限度額を「54万」から「58万」に引き上げたことについて、また5割軽減が「27万円」から「27万5,000円」に変更されたこと、それから2割軽減が「49万円」から「50万円」に変更されたことによつての現在、変更前のそれぞれの対象件数と、それがどのように変わるのかということと影響額ですね、それについて教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、影響額というようなことだと思いますので、まず課税限度額が上がることにより何世帯が該当になったかということでございますが、54万円の場合につきましては160世帯でしたが、58万円に改正した場合には136件の世帯が限度額を超える世帯となってきます。それによりまして、576万円の増額ということになります。

続きまして、軽減の関係でございますが、こちらのほう、所得ベースが29年の試算ということでございます。5割軽減につきまして28世帯50人、2割軽減につきましては21世帯51人の対象者がふえるということに試算上はなっております。影響額でございますが、約162万円の減額という試算を持っております。以上でございます。

**○14番（真野和久君）**

わかりました。ただ、5割と2割の現状で何世帯あるのかということをもつて教えてもらえますか。それについて、もう一遍確認をしたいと思つたので、それをお願いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

軽減の関係でございますが、適用後と適用前ということでお話しさせていただきます。

まず、5割軽減でございますが1,251世帯、適用前につきましては1,223世帯、2割軽減につきましては適用後が1,167世帯、適用前が1,146世帯となっております。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

他にございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・諮問第1号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第17・諮問第1号：審査請求に関する諮問についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、諮問第1号：審査請求に関する諮問について、下水道事業受益者分担金に関する賦課決定処分に係る審査請求について、御説明をさせていただきます。

地方自治法第229条第2項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

内容につきましては、審査請求人は、受益者分担金の決定方法について疑問があること並びに受益者分担金が高額であること、また個人の専用住宅の土地と同じ上限額の適用を求めて審査請求をされたものでございます。市といたしましては、条例に基づき受益者分担金の額を定め、これを賦課したものでございます。また、審査請求人は、事業を目的とする法人でございますので、個人の専用住宅の上限額の適用には当たりません。よって、本件審査請求を棄却するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

それでは、次に諮問第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

加藤敏彦議員。

○15番（加藤敏彦君）

諮問第1号で、この議論になっているのは受益者分担金のあり方なんですけれども、下水道の受益者分担金については、面積に対して課税をしていくという形で決められております。しかし、決める過程においては、上水道のように口径に対しての分担金という考えも一方ではあって、議論の中で多数ではこういう形になっておりますけれども、この受益者分担金をどのような経緯で決めてきたのかについて、再度確認をさせていただきたいと思っております。

○上下水道部長（鷺野継久君）

受益者負担金の決めた経緯ということでございますが、当時は土地の面積に対して平米400円を賦課させていただいています。これは、土地というのは不変なものということで、それが1点と、受益者条例制定時におきまして、下水道供用開始市町村が51市町ありました。そのうち面積賦課を採用してありましたのが48市町ありまして、そちらの観点から、土地の面積に対して賦課するということが妥当ということで判断して決めさせていただいております。以上でございます。

○15番（加藤敏彦君）

面積割にした経緯は伺いました。それで、個人につきましては、分担金の上限額を設けたり、また分割を認めたりということですが、法人については上限額、また分割についてはどのような状況、議論がなされたのでしょうか。

○上下水道部長（鷲野継久君）

今回のケースも、申請人さんのほうからそのような提案もございまして、私のほうも分割ということ、上限適用はございませんが、分割の相談は乗らせていただきますということで協議を重ねてきたところでございますが、本人さんのほうから、このような申請が上がったということでございます。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○6番（河合克平君）

特に法人の皆さんについては、こういう形で重い負担になっているという状況はあるかと思うんですが、今回は審査請求という形で、そういうクレームとか思いがあらわれてきたわけですが、いろいろ窓口でも相談に乗っているということですが、過去において同様の案件はどのぐらいあって、どんなような解決をしてきたのか、お伺いできますか。

○上下水道部長（鷲野継久君）

過去といいますと、この審査請求人以外ということによろしいでしょうか。

このような諮問まで至った経緯は一件ともございません。いろいろ相談を受けた件数までは数えておりませんが、数件あったかと思いますが、解決して今来ておりますので、このような諮問になったケースは初めてでございます。以上でございます。

○6番（河合克平君）

いろんな相談があつて解決してきたということなんですが、解決として上限とか、減額をするというふうにして解決になったのか、金額はそのまま分割をするという内容の中で解決になったのか、記憶のあるところでいいものですから、どんな解決をしたのかというのは、この案件以外で教えていただけますか。

○上下水道部長（鷲野継久君）

下水道課長のほうに今確認をしましたが、減額した案件は一度もございません。あくまで話し合いで解決をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○6番（河合克平君）

済みません、答弁漏れで、分割をして解決したということもありませんか。

○上下水道部長（鷲野継久君）

申しわけありません、答弁漏れで。私の記憶、下水道課長の記憶でございますが、現在、1件分割をさせていただいている方がいるかと思っております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑もございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・委員会付託の省略について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号、承認第2号及び諮問第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、承認第1号、承認第2号及び諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・承認第1号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり可決、決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・承認第2号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第20・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○6番（河合克平君）

では、この承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についての承認について、反対の立場で討論いたします。

そもそも市長が行う専決処分というのは、議会が議決すべき事案について、必要な議決を行うことができない、そういう特定の場合について長に認められている補完的な手段であるというふうに理解をしているところでもあります。また、市長の専決処分を行うための要件についても法律で決められ、そして議会の議決権を損なうおそれがないよう、そのような要件が決められているところでもあります。

したがって、専決処分についての対象範囲については非常に広い状況ではありますが、その重要性ということにも照らして、市長が専決できる地方自治法に規定する認定については、市長の違法であるとか不当であるというようなことが言われることのないような専決処分の乱用を防ぐためにも、具体的に、また客観的な根拠においてされなければならないと理解をしているところでもあります。このことに照らしてみると、承認第1号については、4月に賦課決定を行う必要がある、またその賦課決定をおくらせることによって15億円もの費用が市民に負担が多くなるという点では、4月1日の施行の直前だということを考えるなら、特に緊急を要し、時間的な余裕がないということについては、ある程度理解するところでもあります。しかしながら、この承認第2号については、国民健康保険税の賦課決定については、本算定は毎年7月1日に行っているところであり、7月1日の本算定で初めて市民の皆さんに対する負担が出るということになっており、従来、10年間、議会の議決によってこの条例は改正がされてきたということでもあります。

そういった点では、今回の専決、法第179条に照らしても、そういう専決をしなければならないなかったという理由はなく、この専決は法律に反したものではないかと、そのように考える次第であります。

内容については、一部減免の内容の拡大がされているとか、また基礎課税額の上限が値上げさせる、そんな内容にはなっています。しかしながら、今現在の国民健康保険税については、国からの国庫負担金が引き下げられる中、もともと高過ぎる状況であるというのが多くの市民の皆さんの思いであり、引き下げてもらいたい、そのような意見も届いておるところであります。払いたくてもなかなか払えないというのが現状であるのではないかと。こういった国民健康保険税が高いということについては、一層の滞納が多くなったり、収納悪化を招くことになるのではないのでしょうか。今すべきは、この高過ぎる国民健康保険税を国基準に沿って基準を値上げするのではなく、国に対して国庫負担金の引き上げを求めるということであり、愛知県に対して補助金の増額を求めるとはではないのでしょうか。

よって、今回の理由のない専決を行ったこと、また負担増を内容としていること、その2点の理由について反対とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり可決、決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・諮問第1号（討論・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第21・諮問第1号：審査請求に関する諮問についてを議題とし、討論を行います。御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

加藤敏彦議員。

○15番（加藤敏彦君）

諮問第1号：審査請求に関する諮問について、反対の討論を行います。

愛西市において下水道事業を開設するときに、受益者分担金のあり方について議論がありました。日本共産党は、受益者分担金は上水道のように口径別で分担金を決めるべきだと主張してまいりました。市が宅地面積に対して受益者分担金を設定し、反対がありましたが、多数で議決をしております。隣の弥富市では、受益者分担金を設けない方法で下水道事業を行っております。

市は条例で、個人では受益者分担金の上限を設けておりますが、法人においては上限の設定はありませんし、また長期の分割納付制度もありません。法人の事業が厳しい場合には、今回の事例のように、受益者分担金を宅地面積で算出する方法では大きな問題が出てまいります。市民にとって問題がある案件でありますので、反対をいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、諮問第1号は原案のとおり可決、決定といたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、先ほど休憩中に同意第1号と議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書及び議会広報特別委員会の閉会中の継続審査申出書が提出されました。

日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意議案が1件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました。結果、お手元に配付の同意第1号と議会運営委員会の閉会中の継続審査及び議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について、本日御審議願うことと決定をいたしました。

また、6月定例会の日程案が決まりましたので、御配付しております。よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聰明君）

次に、追加日程第1・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、大宮吉満。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、議員選出監査委員の任期満了に伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

なお、この件につきましては、大宮吉満議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

[18番・大宮吉満議員 退場]

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました同意第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたします。

議員の退場を解きます。

[18番・大宮吉満議員 入場]

それでは、大宮吉満議員にお伝えいたします。ただいまの同意第1号は、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聡明君）

次に、追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鷺野聡明君）

次に、追加日程第3・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がございました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に提案をさせていただきました各議案につきましては、それぞれ御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、新たに議長に就任をされました鷺野聡明議員、そして副議長に就任されました杉村義仁議員、お二人におかれましては、本当におめでとうございます。これからお世話になります

が、どうぞよろしく願いいたします。

また、議員各位におかれましても、それぞれの立場で御活躍をいただき、市政発展のために御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願いをしたいと思います。

さて、5月に入りまして、市内でもさまざまなイベント・行事が開催を予定されております。皆様方御承知とは思いますが、5月19日土曜日には、全国植樹祭1年前記念イベント、愛知県植樹祭、愛西市植樹祭が親水公園総合体育館において開催がされます。議員各位におかれましては、何とぞ御出席をいただきますようよろしく願いをいたします。

また、それ以外にも議員各位に御出席をお願いする行事も多々ございます。お忙しい中、大変恐縮ではございますが、御出席をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、毎年行っております「さわやかサマースタイル」、いわゆるクールビズでございますが、ことしは5月14日からスタートをさせていただきますので、議員各位の御理解をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（鷺野聰明君）**

これにて平成30年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時14分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
臨時議長

鷺野 聡 明

愛西市議会  
議長

鷺野 聡 明

会議録署名議員  
第1番議員

石崎 誠 子

会議録署名議員  
第2番議員

馬 渕 紀 明